

令和 9 年度

伊根保育園 新規入所案内

伊根保育園への入所を希望される方は、入所申込み及び保育の必要性の認定（教育・保育給付認定）申請をしていただく必要があります。

【申込期限】

4 月～5 月利用開始希望の方は、令和 8 年 1 1 月 2 7 日（金）が申込期限です。

利用開始希望月が 6 月以降の方は、申込期限までにお申し込みください。

利用開始希望月	申込期限	利用開始希望月	申込期限
令和 9 年 4 月	令和8年11月27日(金)	令和 9 年 1 0 月	令和9年8月13日(金)
令和 9 年 5 月		令和 9 年 1 1 月	令和9年9月15日(水)
令和 9 年 6 月	令和9年4月15日(木)	令和 9 年 1 2 月	令和9年10月15日(金)
令和 9 年 7 月	令和9年5月14日(金)	令和 1 0 年 1 月	令和9年11月15日(月)
令和 9 年 8 月	令和9年6月15日(火)	令和 1 0 年 2 月	令和9年12月15日(水)
令和 9 年 9 月	令和9年7月15日(木)	令和 1 0 年 3 月	令和10年1月14日(金)

【受付場所】

役場保健福祉課子育て支援係、伊根保育園

令和 9 年度から、満 0 歳 1 0 か月以上の児童の受入を開始します。

満 0 歳 1 0 か月に達した日の属する月の翌月 1 日から入所可能とし、随時入所の受入を行います。利用開始希望のある方は、上記申込期限までにお申し込みください。

保育所

保育所は、就労などの理由により保護者に代わり保育を行う施設です。必要性がない場合は利用できません。保育時間等は次のとおりです。

保育所名	所在地	定員	保育時間	保育料
伊根保育園	平田648番地の3	45人	平日 8時00分～18時00分 ※1 土曜 8時00分～12時00分	無料 ※2

※1 保育標準時間認定＝最大10時間（8時00分～18時00分）

保育短時間認定＝最大8時間（8時00分～16時00分）

※2 保育料は令和7年4月から無償化しました。

（0～2歳児の保育料無償化→町独自施策 3～5歳児の保育料無償化→国制度）

保育の必要性の認定の種類

認定区分	対象となる子ども	利用できる施設
1号認定	満3歳以上で、教育のみを必要とする子ども	幼稚園、認定こども園
2号認定	満3歳以上で、保育を必要とする子ども	保育所、認定こども園
3号認定	満3歳未満で、保育を必要とする子ども	保育所、認定こども園

※伊根保育園を利用される場合は、2号認定または3号認定を受けていただく必要があります。

3号認定の認定期間は、満3歳に達する前々日までです。満3歳到達時に新たな有効期間を記載した支給認定証をお送りします（手続き不要）。

年齢基準

満0歳10か月に達した日の属する月の翌月1日から入所可能です。

（例）令和8年4月10日生 ⇒ 令和9年4月1日から入所可能（令和9年2月9日に満10か月）

令和8年7月10日生 ⇒ 令和9年6月1日から入所可能（令和9年5月9日に満10か月）

令和8年9月1日生 ⇒ 令和9年7月1日から入所可能（令和9年6月30日に満10か月）

＊育児休業からの復職に伴い入所する場合は、復職予定日の1か月前から入所可能です。（詳細は次ページ）

（例）令和8年7月10日生（復職予定日：令和9年7月10日） ⇒ 令和9年6月10日から入所可能

令和9年度の保育年齢（クラス）

クラス	生年月日	最終保育年月日
0歳児	令和8年4月2日 ～ 令和9年5月1日	令和15年3月31日
1歳児	令和7年4月2日 ～ 令和8年4月1日	令和14年3月31日
2歳児	令和6年4月2日 ～ 令和7年4月1日	令和13年3月31日
3歳児	令和5年4月2日 ～ 令和6年4月1日	令和12年3月31日
4歳児	令和4年4月2日 ～ 令和5年4月1日	令和11年3月31日
5歳児	令和3年4月2日 ～ 令和4年4月1日	令和10年3月31日

※令和9年4月2日～5月1日生まれの子どもは、翌年度も0歳児クラスです。

手続き（流れ）

1. 保育の必要性の認定申請及び入所申込みをします。
2. 町から認定証と入所承諾書が交付されます。
3. 入所説明会又は入所面談のご案内をお送りしますのでご出席ください。

利用要件

次のいずれにも該当する場合、伊根保育園を利用できます。

①子ども及び保護者が伊根町内に住所を有すること

※伊根町外にお住まいの方は、利用開始日までに伊根町内へ転入予定の方に限ります。

②保護者のいずれもが次の保育を必要とする事由のいずれかに該当すること

	保育を必要とする事由	保育必要量の区分 ※1		認定期間
		保育標準時間 (最大10時間)	保育短時間 (最大8時間)	
1	就労（月48時間以上） ※2	月120時間以上	月120時間未満	小学校就学前まで
2	妊娠・出産	全ての方		出産予定日の8週前の月の初日から、 出産日から8週目の月末まで
3	保護者の疾病、障害	全ての方		必要がなくなるまで
4	同居親族の介護、看護 （月48時間以上）	月120時間以上	月120時間未満	必要がなくなるまで
5	災害復旧	全ての方		必要がなくなるまで
6	求職活動		全ての方	離職日又は入所日から90日
7	就学	月120時間以上	月120時間未満	卒業又は就学まで
8	児童虐待、DV	全ての方		必要がなくなるまで
9	育児休業期間中 の継続利用 ※3		全ての方	就労先が認めた育児休業の終了を迎える月の末日まで

※1 保護者の事由が異なる場合は、上限時間が短い方となります。

保育短時間認定を受けた場合で、時間外保育を必要とされる場合には、別途、利用希望日の1週間前までに延長保育申込みをしてください。

※2 育児休業からの復職に伴い入所する場合は、就労での認定となります。復職予定日の1か月前から入所可能です（入所日から1か月以内に復職すること）。復職日の2週間以内に復職証明書を提出してください。提出がない場合退所としますので、再入所希望の場合は再度新規入所手続きが必要です。やむを得ない事由により1か月以内に復職することが困難な場合、あらかじめご連絡ください。

※3 育児休業は、育児を行うためのものであり、その対象となるお子さんのほか、既に保育所に在園している上のお子さんについても家庭での育児が可能となります。しかし、伊根町では保護者の事情や児童福祉の観点から、既に上のお子さんが入所している場合には、特例として保護者が育児休業中に限り、継続利用を認めています。

提出書類

○保育所入所申込書

○教育・保育給付認定（変更）申請書及び添付書類

※様式は、役場保健福祉課で受け取るか、町ホームページからダウンロードしてください。

<添付書類>

例年該当が多いものを掲載します。その他についてはお問合せください。	備考
1 就労 ○会社員・パート等の方 ・就労証明書	就労先事業所で発行していただいでください。
○育児休業から復職する方 ・就労証明書（育児休業の取得年月日及び復職予定年月日の記載があるもの） ・復職証明書（復職後）	就労先事業所で発行していただいでください。 復職日から2週間以内に復職証明書（就労先事業所が証明したもの）を提出してください。期日までに提出がない場合退所となります。
○自営業の方（家族経営含む） ・就労証明書（自身又は代表者が記入） ・確定申告書（第1表・第2表）の写し ※児童の保護者が株式会社などの法人の代表者である場合、法人印の押印があれば確定申告書の写しは不要です。 ※開業してから確定申告を行っていない場合は、開業届出書の控え又は営業許可証の写しを添付してください。	確定申告書の写しの提出ができない場合、記入した就労証明書に、お住まいの地域の民生児童委員に証明（事業所証明欄への署名）を依頼してください。
2 妊娠・出産 ・母子手帳の写し（妊婦氏名及び分娩予定日が記載されているページ）	認定期間満了日の7日前までに認定事由に変更申請（職場復帰・育児休業取得等）がない場合、認定期間満了日をもって退所となります。
6 求職活動 ・ハローワークカードの写しまたはハローワーク受付票	認定期間満了日の7日前までに認定事由に変更申請（就職等）がない場合、認定期間満了日をもって退所となります。
9 育児休業期間中の継続利用 ・就労証明書（育児休業の取得年月日及び復職予定年月日の記載があるもの）	認定期間満了日の7日前までに認定事由に変更申請（育児休業期間延長・就職等）がない場合、認定期間満了日をもって退所となります。

*就労証明書は、伊根町指定の様式で令和8年10月1日以降に作成したものに限る。